

討論

討論とは、議員が表決の前に、議題となっている案件に対し賛成か反対かの自己の意見を表明することです。9月議会では、8名の議員が討論を行いました。

■議案第43号 加西市ふるさと創造条例の制定について

【賛成】

- 条例の前文は長いものよく練られている。地域づくりは理念をもって取り組む必要がある。加西市はどうあるべきか深い理想が語られ、地域づくりの骨となる良い理念条例である。
- 行政主導ではあるが、積極的にまちづくりをしようとする姿勢が見える。まずは行政が行動することにより、地域づくりの大切さが認識されていく。また、住民参画や協働の推進が、より住民の視点に立ったサービスへつながる。
- 交付金制度を進めるうえでも、条例を定めておくべきである。また交付金については、人口割、面積割、高齢化率等も今後検討いただきたい。

【反対】

- 区長の中には、ふるさと創造会議について、理解が十分でない方もいる。条例制定の時期が遅くなつたとしても、地区ごとに丁寧に説明をしていただきたい。
- 条例の前文は哲学的な示唆に富み素晴らしいが、消極的である。市民が元気になる前向きな文章に仕上げるべき。また住民数を考慮しない同額の交付金は行政の公平さを欠く。熟慮精査のうえ再度提案すべき。
- 役所内で作成された条例に、パブリックコメントにいたってはゼロ件という結果。このような状況では、住民の主体的な参画と協働は名ばかりのもの。
- 条例には、活動を円滑に推進するための物的、人的、財政的支援はあるが、市職員の事務量の増大、また財政負担の増加についてしっかりと予測がなされていない。

■決議案第1号 西村和平加西市長に対する信任決議（案）について

決議案文（議員提案）

西村市長は、多くの市民の支持を得て市長に当選されて2年3ヶ月が経過した。その間、西村市長は、公約の実現に向けて邁進をされている。

そのような中、教育長就任以前に生じていた地元問題で、地元市民から、永田教育長ほか3名を相手に人権が侵害されたとして損害賠償請求訴訟が起こされた。地裁及び高裁の判決をうけ、教育長は、職を辞することにより市政の混乱を鎮静化させたいとして、本定例議会の会期末をもって辞任すると表明された。市長は、任命権者として、市民の代表である市議会の判断を見て自分の進退を決めると表明されている。

永田教育長の辞任は自らの決断である。市長は、教育長が任期途中で辞任されることに責任はあるが、責任の取り方としては、速やかに後任を任命し教育行政に支障がないように努めるべきである。

西村市長は当選されて以降、永田教育長と共に全学校の存続と耐震工事、中学校の学校給食の実現、さらに人口増対策の一貫として定住促進、子育て支援、通学道路をはじめ道路整備等、住みよい加西市づくりのために多くの施策を執行されている。また、財政面についても将来を見据えて計画的に適切な運用がされてきている。

このように市民から信頼される市政が執行されている以上、加西市議会は西村市長に対して、任期満了まで市民のために継投していただくことを強く望むものである。

よって、ここに西村和平加西市長に対して信任することを決議する。

【賛成】

- 市政の混乱を避けるために、市長から教育長に決断を促されたと思われるが、そのことで任命責任は果たされていると考える。
- 教育長個人の責任は別とし、教育面では強力なリーダーシップを発揮され、耐震補強工事や学校給食などを推進してきた。これらの取り組みについての任務上の問題はなく、市長の任命責任には及ばない。
- 信頼される市政を円滑に執行し、市民が安全・安心に暮らせるようにすることが、市民に選ばれた市長の責任である。

【反対】

- 市政を預かる者として、何らかの形で市民にお詫びすべき。議員にも同意責任があるため、不信任ではないが、反対とする。
- 新聞報道による市のイメージダウンや子ども達の教育面での悪影響は計り知れず、責任は看過できない。多数決で免責されるものではなく、またそうあってはならない。信任はできないが不信任でもない。市長は相応の責任を取るべき。
- 単純に進退問題のみを問うような決議は、行政が人権問題に正面から取り組むという本質的な議論の機会を損なう。市長には辞任ではなく、今回の件を糧とし、人権推進の責任者としてのさらなる取り組みを求める。